⑺　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロ（「債権」の定義にあつては、同令第34条の26第１項第４号ロ）による。

［⑻～⑰　略］

［２～６　略］

［３～５　略］

別紙様式第12号（第34条の24第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　第　期末（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑹　略］

⑺　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロ（「債権」の定義にあつては、同令第34条の26第１項第４号ロ）による。

［⑻～㉓　略］

［２～８　略］

［３～５　略］

⑺　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

［⑻～⑰　同左］

［２～６　同左］

［３～５　同左］

別紙様式第12号（第34条の24第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　第　期末（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

［⑻～㉓　同左］

［２～８　同左］

［３～５　同左］